



社会保険労務士法人

# いとう労務経営事務所 便り 【177】

企業のみなさまと

「共に成長し、共に発展する」喜びを見つけ、信頼関係を大切にしています。

〒487-0006 春日井市石尾台 4-1-1

TEL:0568-95-0041

FAX:0568-95-0044

社会保険労務士／国家資格2級キャリア・コンサルタント技能士／育休後アドバイザー：松下 真希  
 特定社会保険労務士／キャリア・コンサルタント／年金アドバイザー／相続診断士：伊藤 妙子

## マイナ保険証の利用登録の解除について

### ◆マイナ保険証の利用登録の解除について

12月2日に迫った現行の健康保険証の廃止とマイナ保険証への一本化に伴い、マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方などには、保険者から資格確認書が交付され、それを医療機関に提示することにより、これまでと同様に保険医療が受けられます。

そして、いったんマイナンバーカードに健康保険証の情報をも付けた後で、情報漏洩が不安などの理由により、その登録を解除した方にも資格確認書が交付されます。

当初、マイナ保険証の登録は原則として解除できないことになっていましたが、2023年に政府は、利用登録自体が任意で行われることなどを踏まえ、登録後の解除を認めることに方針変更しました。

### ◆マイナ保険証の登録解除の流れ

その後、厚生労働省は、2024年10月に「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」という保険者向けの通知を出し、10月28日から医療保険者等向け中間サーバーで保険者からの解除申請の登録を受け付けるので、保険者にも加入者からの解除申請の受付を開始するよう求めました。皆さんの所属する保険者のホームページに告知が出ているか確認してみましょう。

マイナ保険証の利用登録解除の全体の流れは、次のとおりです。

- (1) 加入者からの利用登録の解除申請の受付(加入者)
- (2) 解除申請者に対する資格確認書の交付(保険者)
- (3) 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録(保険者)
- (4) 解除申請者の解除状況の確認(保険者)

(1)の解除申請の受付は、加入者が申請書を保険者から取り寄せ、書面で保険者に提出します。(2)の資格確認書の交付は、12月2日以降、利用登録の解除がなされるまでの間に行います。なお、現行の健康保険証は最長で令和7年12月1日まで使えるため、保険者は、その有効期限が切れる前に資格確認書を交付すれば良いとされています。会社の担当者の方は、資格確認書の交付が事業主を通して行われるのかを保険者に確認すると良いでしょう。

(3)で保険者は、中間サーバーで解除依頼の登録をし、国はその翌月に登録を解除します。(4)で保険者は、月次で各保険者に通知されるマイナ保険証の利用登録状況を確認します。

【厚生労働省「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」】



## 立ち作業の負担軽減対策

### ◆立ち作業による体への負担

工場のライン作業や、工事現場における交通誘導作業、スーパーの会計作業など様々な場面で見られる「立ち作業」は、業務に集中しやすい、とっさに動きやすいといったメリットがある一方で、長時間持続的に行われると足腰等への負担が大きくなり、作業効率も落ちるといったデメリットもあります。従業員の負担を軽減するために、事業者として何ができるか、見てみましょう。

### ◆労働安全衛生規則の規定

まず、労働安全衛生規則615条では、就業中にしばしば座ることのできる機会のあるときには椅子の備え付けを事業者が義務付けています。

「(立業のためのいす)第615条 事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばすわることのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるい

すを備えなければならない。」

必ずしも座って作業をすることを求めているものではありませんが、立ち作業にもなう従業員の足腰の負担を軽減するためには、作業時間の短縮やこまめな休憩の取得等を行うことや、作業中に座ることができるイスを設置するなどの対策が考えられます。

#### ◆企業の取組事例

厚生労働省のホームページに、小売業、警備業、その他事業と産業ごとに各企業での「立ち作業の負担軽減対策の取組事例紹介」がされています。

##### 【事例1】スーパーマーケットのレジ作業

軽く腰を掛けられるイスを設置し、接客の合間などに座っての待機を可能にした。

レジの足元にクッション性のあるマットを設置。レジ以外には、可動式の陳列棚の導入により、品出しの作業効率を上げるとともに、中腰姿勢の時間を削減。

##### 【事例2】警備業

座ることで、疲労・ストレスの軽減、心拍数・血圧などの上昇の抑制、身体的な負担が軽減されるとの研究結果をもとに、座哨しての警備を実践。座哨警備を行う際には、事前に現場の責任者と話し合い、作業場所と警備の位置関係や交通量を確認、安全第一で実施。

その他、高さのないソリックスニーカーでの勤務を可能にすることで、立ち作業における足腰の負担軽減対策をしている例もあるようです。いずれの事例でも費用の目安は数万円でした。

【厚生労働省  
「立ち作業の負担軽減対策の  
取組事例紹介」】



### 令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率 が変更されます

厚生労働省は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第14号)の施行に伴う、令和7年4月1日からの高齢雇用継続給付の支給率の変更について、リーフレット等を公開しました。

#### ◆高齢雇用継続給付とは

高齢雇用継続給付は、高齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

#### ◆対象者

60歳に達した日(その日時時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)

が令和7年4月1日以降の方が、支給率変更の対象となります。

#### ◆支給率

【令和7年3月31日以前の方】

- 61%以下→各月に支払われた賃金額の15%
- 各月に支払われた賃金の低下率が61%超75%未満→各月に支払われた賃金の15%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率
- 75%以上→不支給

【令和7年4月1日以降の方】

- 64%以下→各月に支払われた賃金額の10%
- 各月に支払われた賃金の低下率が64%超75%未満→各月に支払われた賃金の10%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率
- 75%以上→不支給



リーフレットには、支給率の早見表なども掲載されています。

リーフレットはこちら →

### 改正育児・介護休業法Q&Aが公表されました

厚生労働省が「令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A」を公表しました。



### 黒柴 夢ちゃんから一言

みなさん こんにちは  
日本の特徴は豊かな四季にあるとされていましたが、今年は秋と呼べる季節は1か月足らず。急に冬将軍が到来しました。  
つい最近まで、日中は半袖を着ていたくらいですが、クリスマスや忘年会、年末年始が話題となり、あっという間に年の瀬を迎えそうです。

【年末年始のお休み】  
令和6年12月27日～  
令和7年1月5日

ご不便をお掛けいたしますが  
何卒よろしくお願いいたします。

